

厚真町研究型地域おこし協力隊活動費助成要領

(目的)

第1条 この要領は、厚真町起業型・協働型・研究型地域おこし協力隊設置要綱（平成29年4月1日告示第27号の2）に定める地域おこし活動の実施等に必要な経費に対し、その一部を助成することにより隊員の地域に根ざした活動の円滑な遂行を助長することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、厚真町研究型地域おこし協力隊（以下、「研究型協力隊」という。）とする。

(助成の対象となる経費)

第3条 助成の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 住宅家賃
- (2) 活動用車両の管理費及び燃料費
- (3) 研究及びその社会実装に必要な活動経費とし、汎用性が高い備品は対象外とする。
ただし、パソコンまたはタブレット1台に限り、上限15万円を対象経費とすることができる。
- (4) その他、町長が任務遂行に必要と認めた活動経費

(助成額)

第4条 前条の経費に対する助成額は、次の各号に掲げる基準により算出された額の合計額とする。なお、年間合計額は1,080千円を超えないこととする。

- (1) 前条第1号に掲げる経費の助成額は実費相当額とし、扶養を要する者がいない起業型協力隊員にあっては月額3万円を限度とする。ただし、扶養を要する者がいる世帯にあっては月額4万円を限度とする。
- (2) 前条第2号に掲げる経費の助成額は、月額1万5千円とする。
- (3) 前条第3号に掲げる経費の助成額は、月額の上限額は50万円とし実費相当額とする。また、厚真町研究型地域おこし協力隊募集要領に定める厚真町研究型地域おこし協力隊研究・社会実装計画書（様式1号）に記載のないもの又は5万円を超える対象経費は別紙様式2を事前に提出し、別紙様式3により町長の下承を受けることとする。
- (4) 前条各号により算出された額に100円未満の端数が生じたときは、前条各号毎にこれを切り捨てた額とする。

(助成対象期間)

第5条 助成の対象となる期間は、町長から起業型協力隊として委嘱された期間とする。

(助成の申請、承認及び支払)

第6条 助成を受けようとする者は、原則当該月分の実績を翌月末までに厚真町地域おこし協力隊活動費助成申請書(兼請求書)(別紙様式1)に支払済であることの確認ができる根拠書類を添えて町長に提出し、町長はその内容を審査のうえ、助成金を支払うものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和8年3月1日から施行する。

厚真町研究型地域おこし協力隊活動費助成申請書（兼請求書）

厚真町長 様

申請者 住所 勇払郡厚真町
種別 研究型地域おこし協力隊
氏名 印

下記の内容で、厚真町研究型地域おこし協力隊活動費助成を申請（請求）します。

記

1. 活動費の内容

① 当 該 年 月		年 月 分
② 請 求 額		円
内 訳	第3条（1）	円（住宅家賃）
	第3条（2）	円（車両管理・定額）
	第3条（3）	円（その他活動経費）

- ※ 1号、3号の支払の確認書類は裏面並びに別紙に張付
 ※ 各号毎に100円未満切捨て
 ※ 当該年月に支払った活動費を申請するものとする

別紙様式 2 (第 4 条関係)

厚真町研究型地域おこし協力隊高額活動助成承認申請書

令和 年 月 日

厚真町長 様

申請者 住 所 勇払郡厚真町
種 別 研究型地域おこし協力隊
氏 名

下記の内容で、厚真町研究型地域おこし協力隊活動費について、高額での助成を受けたいので承認を申請します。

記

項 目	内 容
1. 助成対象物	
2. 助 成 額	円
3. 用途及び事業 における意義	
4. 備 考	

※見積書等の資料を添付すること

別紙様式3（第4条関係）

厚 政 推 号
令和 年 月 日

様

厚真町長 宮坂 尚市朗
(公印省略)

厚真町研究型地域おこし協力隊高額活動助成の承認について
令和 年 月 日付けで提出のあった厚真町研究型地域おこし協力隊高額活動助成承認申請書について、下記の通り通知します。

記

承 認 ・ 不 承 認

まちづくり推進課政策推進グループ

Tel : 0145-27-3179

Fax : 0145-27-2328